

第18回労働政策審議会勤労者生活分科会

平成30年3月22日(木)
13:00～15:00
於TKP新橋汐留ビジネスセンター

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 分科会の構成について(報告)
- (2) 組織改編に伴う勤労者生活分科会の所掌等の見直しについて(報告)
- (3) 財形制度をめぐる状況について(報告)
- (4) 財形制度を利用しやすい制度とするための取組等について(報告)
- (5) (独)勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(財形関係)について(報告)

3 閉 会

〈配付資料〉

- 資料1 労働政策審議会勤労者生活分科会委員名簿
- 資料2 組織改編に伴う勤労者生活分科会の所掌等の見直し
- 資料3 財形制度をめぐる状況について
- 資料4 財形制度を利用しやすい制度とするための取組み
- 資料5 (独)勤労者退職金共済機構(財形)に関する報告
- 資料6 (独)勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(抜粋)

労働政策審議会勤労者生活分科会 委員名簿

〈公益代表委員〉

いわもと	はる	一般社団法人全国銀行協会常務理事
岩本	治	みずほ信託銀行株式会社年金研究所主席研究員
お小	あき	専修大学商学部教授
か鹿	よ	亜細亜大学副学長・経済学部教授
けん権	世	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
こ小	こ	敬愛大学経済学部教授
たか高	き	慶應義塾大学法学部教授
ない内	紀	一般財団法人住宅金融普及協会会長代表理事
はち八	代	
	恵	
	正	
	行	

〈労働者代表委員〉

あん	じ	一般社団法人全国労働金庫協会常務理事
安藤	二	日本ゴム産業労働組合連合中央執行委員長
かすか	のり	日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員
春日	則	日本労働組合総連合会総合労働局長
けさ	こ	労働者福祉中央協議会事務局長
袈裟丸	子	全国生命保険労働組合連合会中央書記長
とみ	代	
富田	子	
はな	子	
花井	圭	
みや	子	
宮本	平	

〈使用者代表委員〉

いの	こ	日野自動車株式会社参与内部監査部長
井上	子	税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング代表社員
す	み	日本電気株式会社人事部シニアマネージャー
須永	美	株式会社ベネッセコーポレーション顧問
なか	ろう	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹
中島	朗	松浦通運株式会社代表取締役社長
なる	み	
成島	美	
ぬの	子	
布山	子	
ま	と	
馬渡	し	
	敏	

【五十音順、敬称略】

組織改編に伴う勤労者生活分科会の所掌等の見直し

(旧)

- 労働基準局勤労者生活課
が庶務を処理
- 所掌事務
 - ・ 勤労者の財産形成の促進
に関すること
- 〔
 - ・ 中小企業退職金共済法の規定による
退職金共済に関すること → 部会〕



(新)

- 雇用環境・均等局勤労者生活課
が庶務を処理
- 所掌事務
 - ・ 勤労者の財産形成の促進
に関すること
 - ・ 労働者の福利厚生に関すること
 - ・ 労働金庫の事業に関すること
- 〔
 - ・ 中小企業退職金共済法の規定による
退職金共済に関すること → 部会〕

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
勤労者生活分科会	<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十八号、第四十九号、第五十号（労働者の福利厚生に関するもの（労働基準局の所掌に属するものを除く。）に係る部分に限る。）及び第五十一号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員

の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができる。

2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属さ

せられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会及び懇談会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年五月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

財形制度をめぐる状況について

1-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、55歳未満の勤労者（一般財形貯蓄は年齢の制限なし）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等）

一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

○目的自由

●利子等は課税

契約数549万件、貯蓄残高10兆9,562億円（H29.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

○年金として受取（満60歳以上）

○定額型・逡増型・前厚型から受取方法を選択

●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

契約数179万件、貯蓄残高3兆1,349億円（H29.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～)

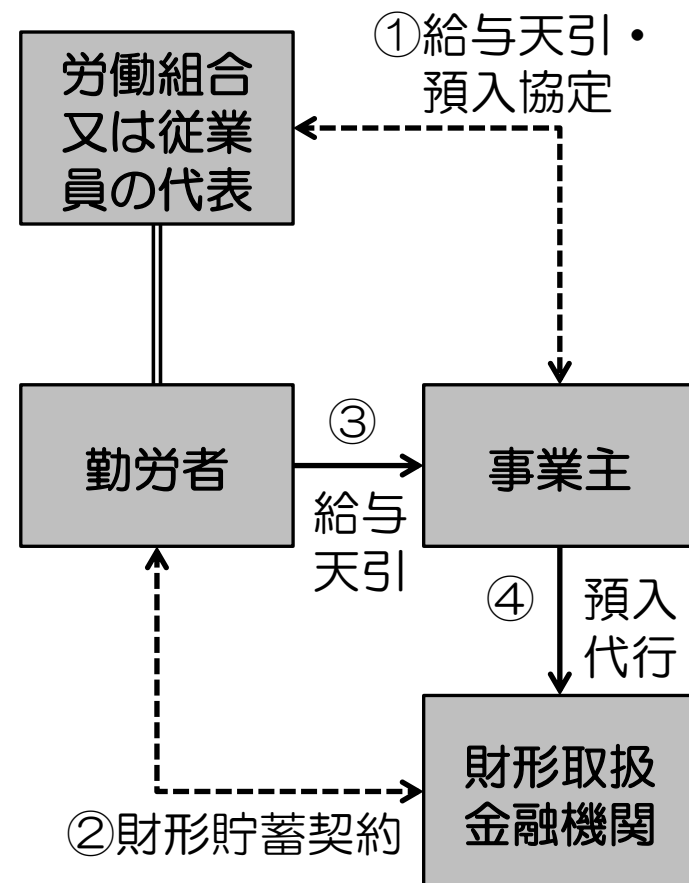
※貯蓄開始は55歳未満

○住宅の取得・増改築等の費用に充当

●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税

契約数75万件、貯蓄残高1兆8,489億円（H29.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



1-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)までの範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.7~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

○財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資

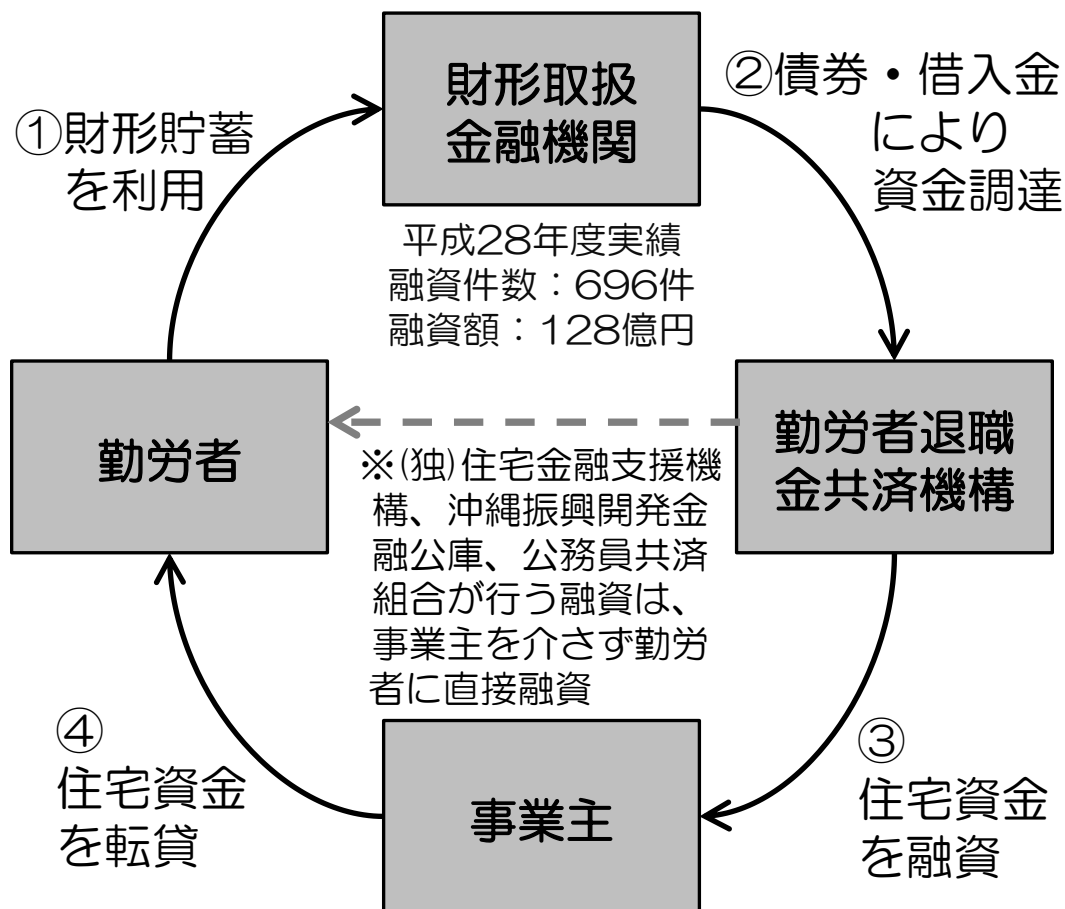
○(独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う転貸融資、公務員に対してその共済組合が行う直接融資、これらの融資を受けることができない勤労者に対して(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う直接融資がある。

○融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)

○貸付金利(5年固定)…年0.67%(平成30年1月1日現在)

○償還期間… 35年以内

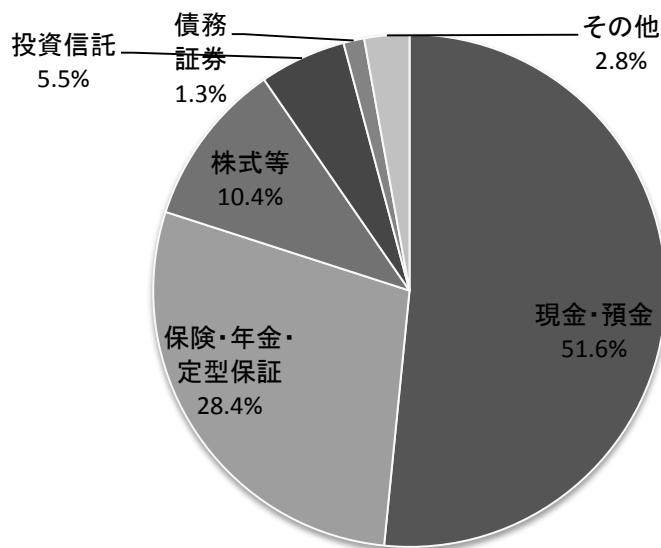
【財形融資制度の仕組み】



2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を預貯金が占めており、依然として、国民の貯蓄志向は高い。

○我が国の家計が保有する金融資産

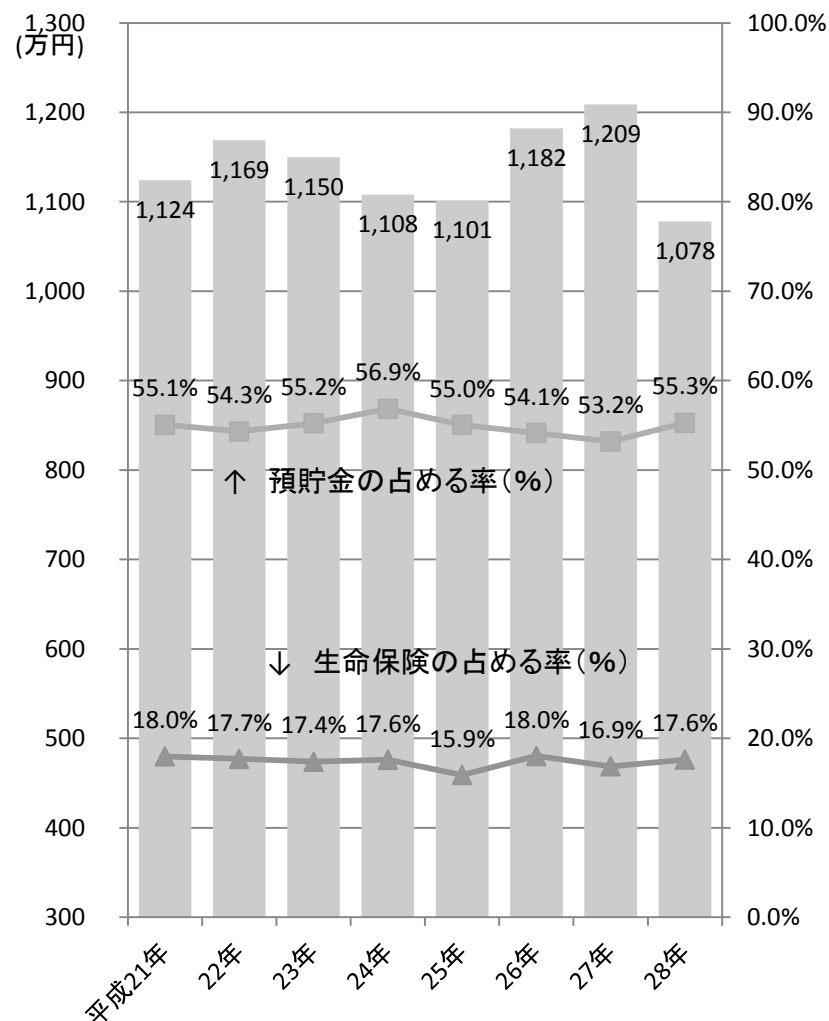


家計が保有する金融資産の構成

平成29年6月末	残高(兆円)	構成比(%)
金融資産計	1,832	100.0%
現金・預金	945	51.6%
保険・年金・定型保証	520	28.4%
株式等	191	10.4%
投資信託	100	5.5%
債務証券	24	1.3%
その他	52	2.8%

日本銀行「資金循環統計」

○種類別金融資産の保有額の推移

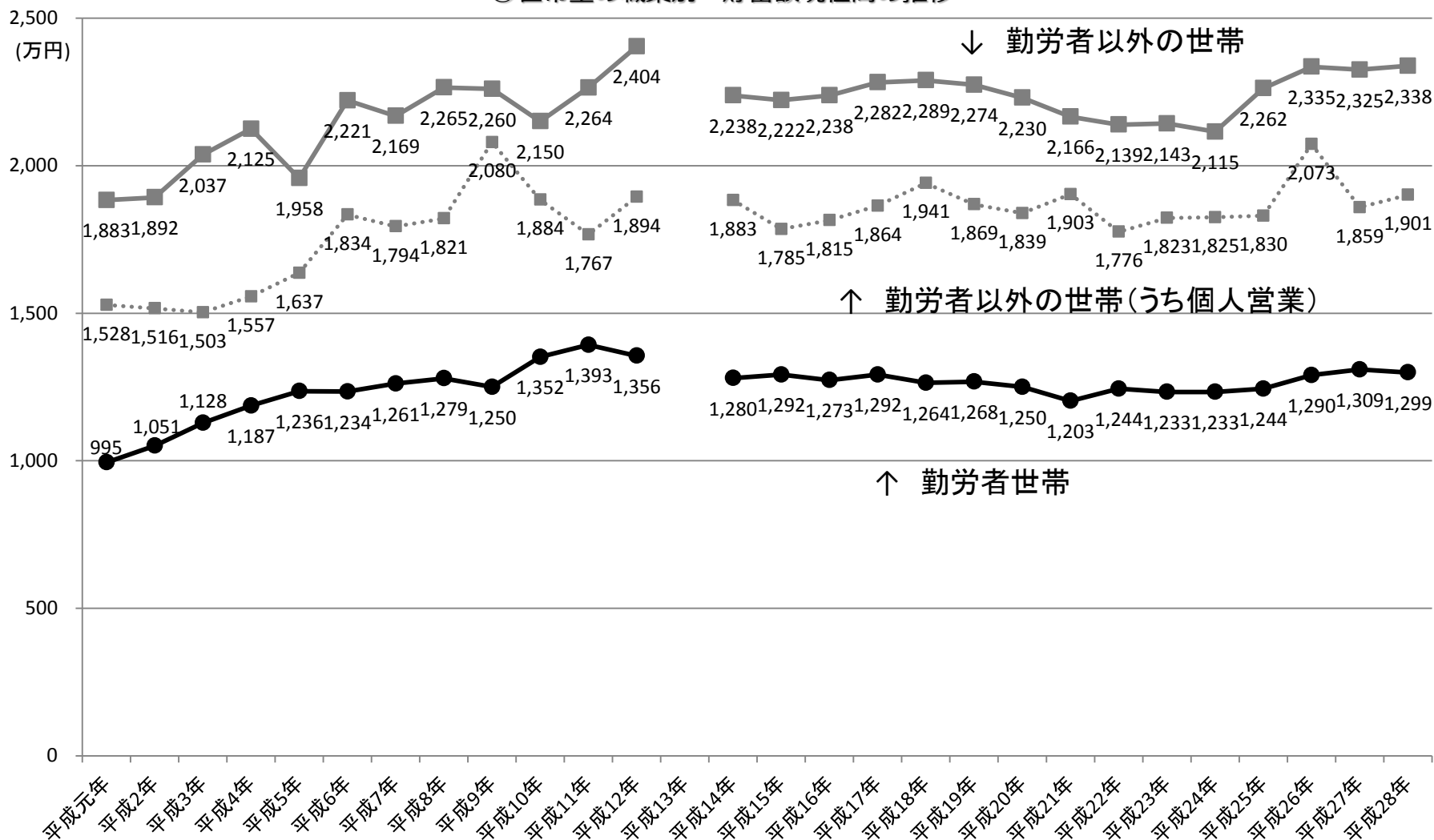


※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との格差が依然として存在している。

○世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移



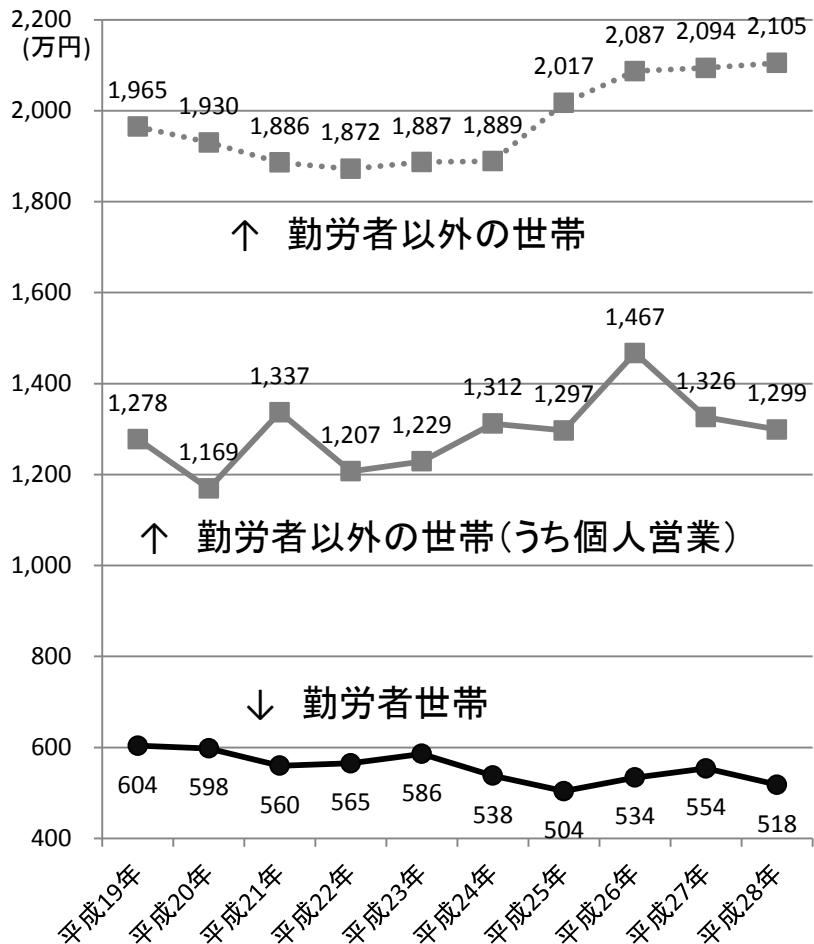
※総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)

※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

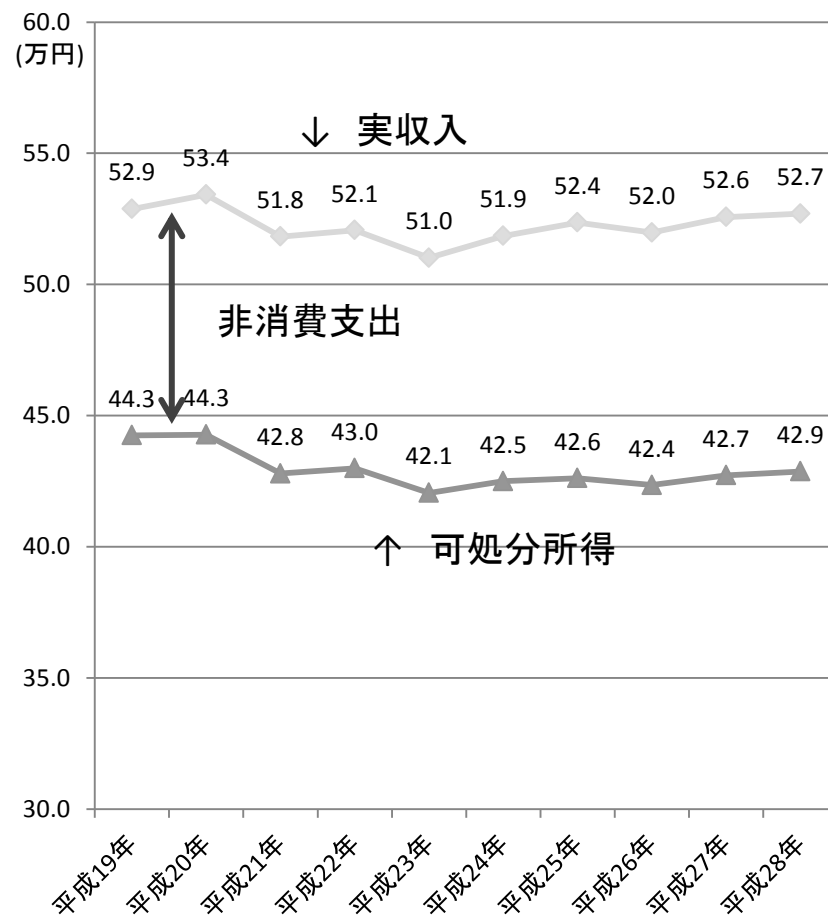
○世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移



※総務省統計局「家計調査」

○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年横ばいである。

○勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移



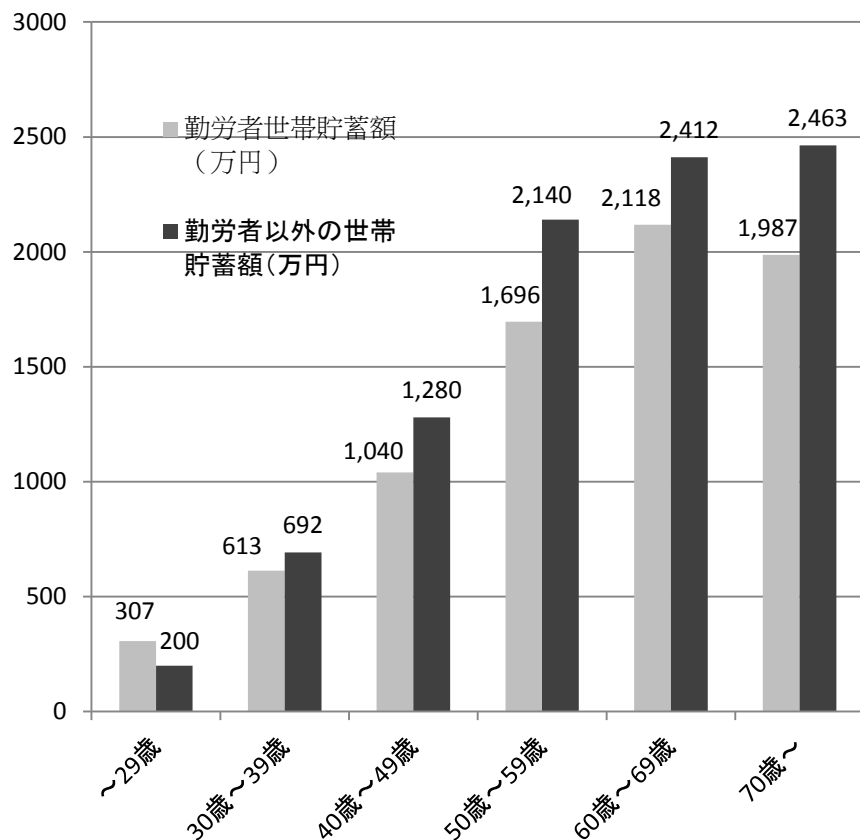
※総務省統計局「家計調査」

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の貯蓄額について、年齢別に比較すると、30歳以上の年齢層において勤労者以外の世帯の方が貯蓄額が多い。

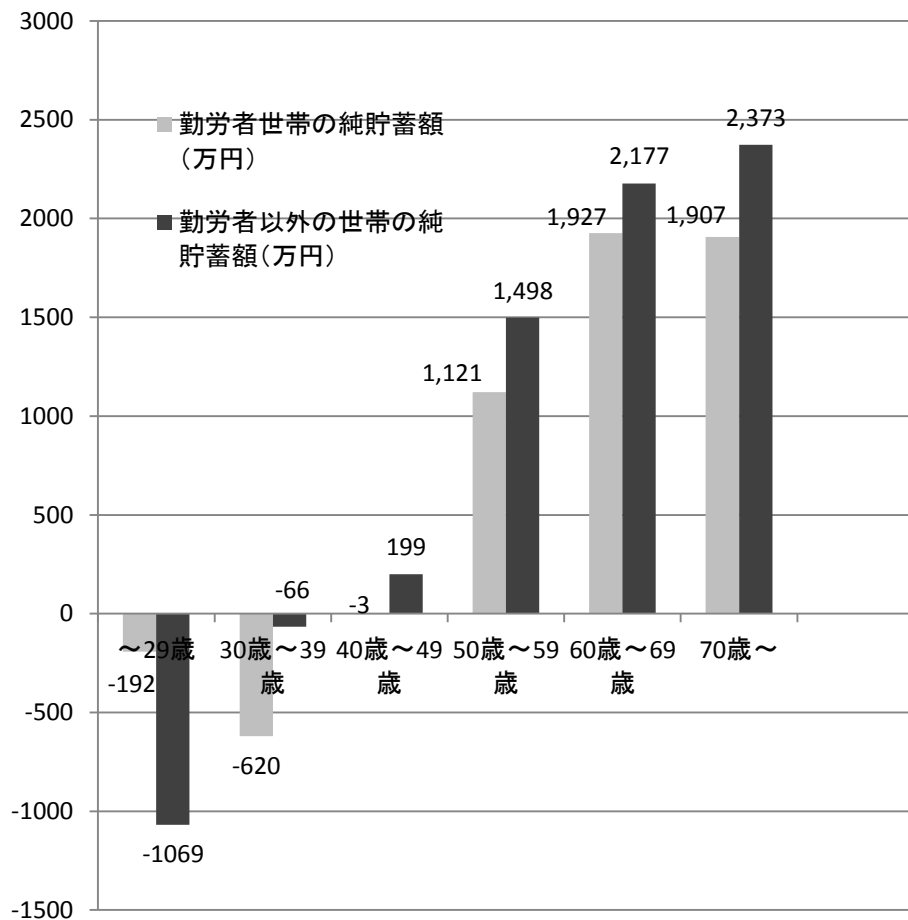
○勤労者純貯蓄額（貯蓄－負債）について、年齢別に比較すると、30歳以上の年齢層においては勤労者以外の世帯の方が純貯蓄額が多い。

○世帯主の年齢別貯蓄額



※H28年総務省統計局「家計調査」を元に作成

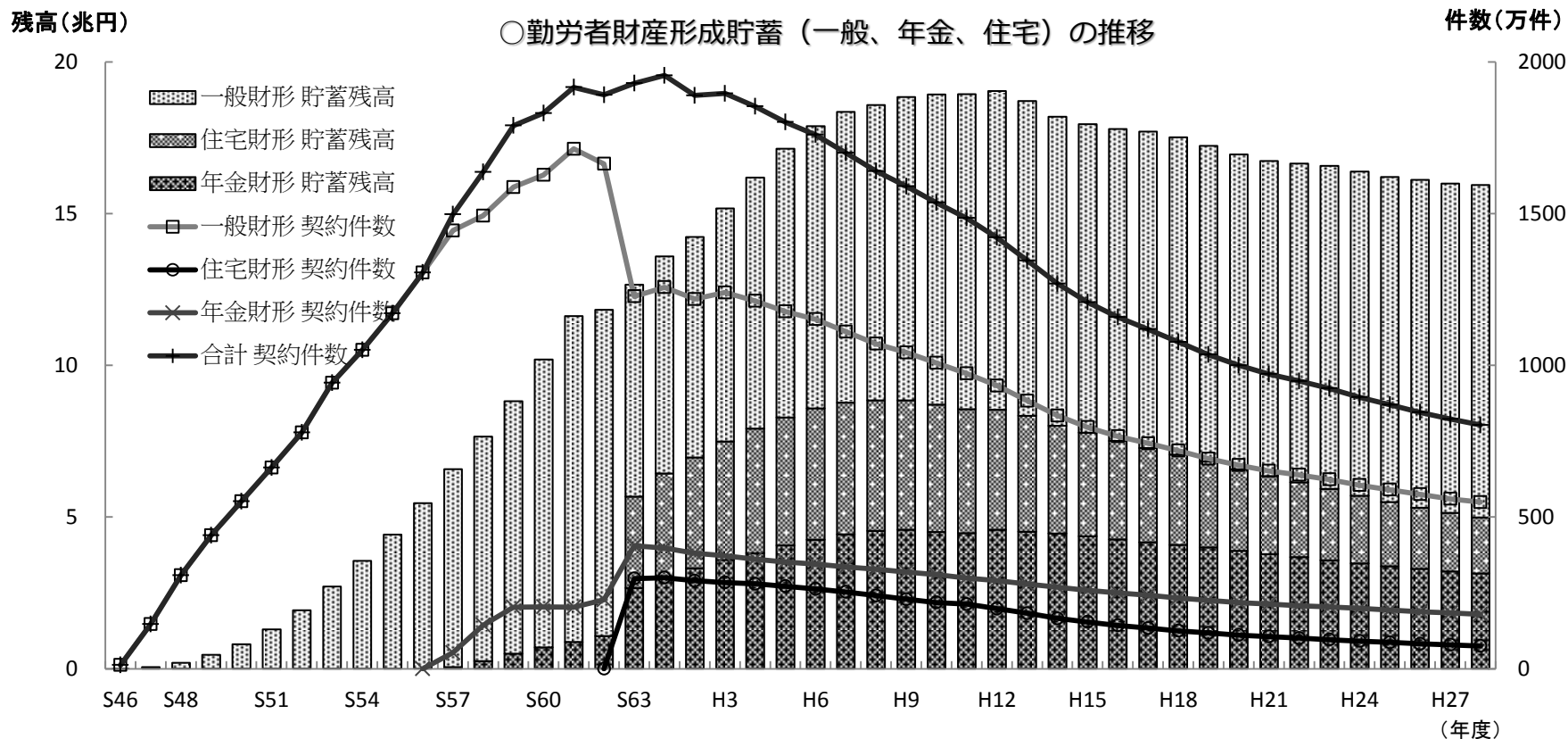
○世帯主の年齢別純貯蓄額（貯蓄－負債）



※H28年総務省統計局「家計調査」を元に作成

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。



(単位:千件、百万円)

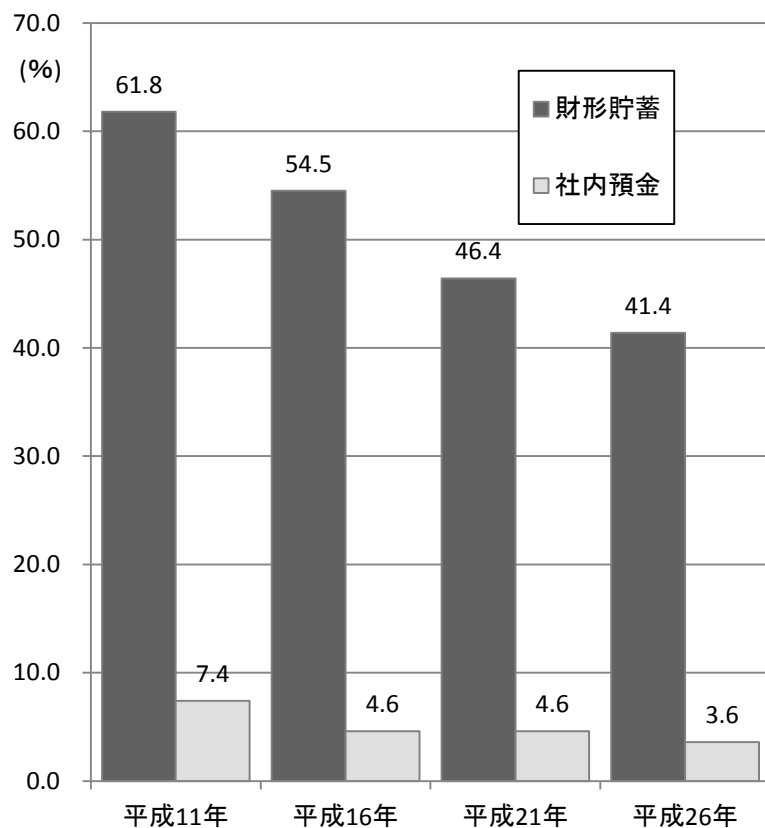
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 24 年度	6,052	10,687,463	1,990	3,466,634	910	2,231,443	8,952	16,385,540
平成 25 年度	5,903	10,715,347	1,934	3,375,141	865	2,115,298	8,702	16,205,786
平成 26 年度	5,747	10,805,225	1,883	3,288,061	824	2,018,377	8,453	16,111,664
平成 27 年度	5,603	10,854,149	1,838	3,203,314	790	1,933,030	8,231	15,990,493
平成 28 年度	5,485	10,956,196	1,794	3,134,892	751	1,848,891	8,030	15,939,979

注:件数及び残高は各年度末の数値である。

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

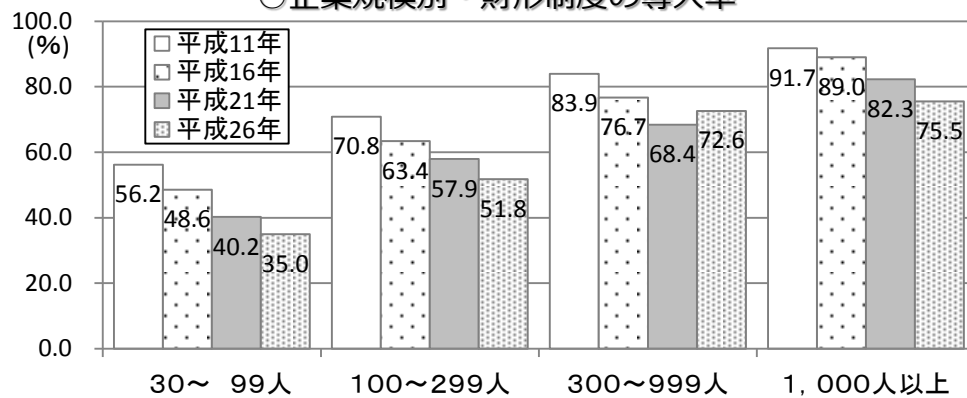
○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



※厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」
 ※この調査は事業所規模30以上の事業所に調査したものである。

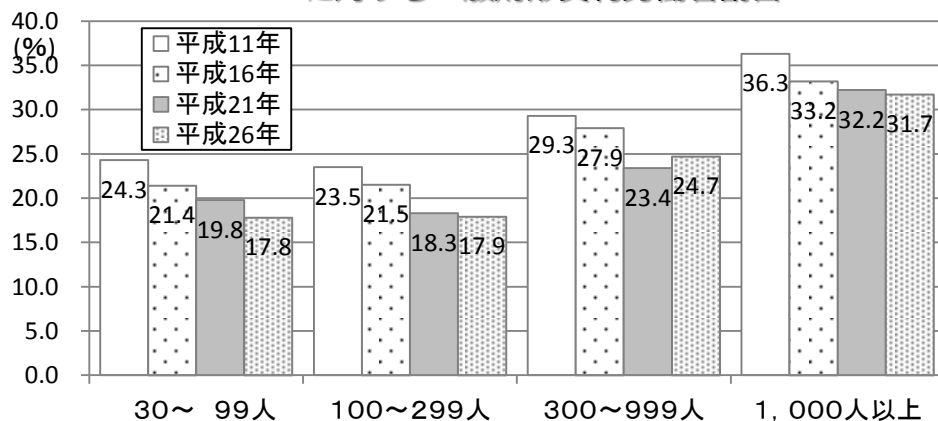
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低く、減少幅も大きい。

○企業規模別・財形制度の導入率



※厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」

○企業規模別・制度のある企業の労働者に対する一般財形契約労働者割合



※厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」

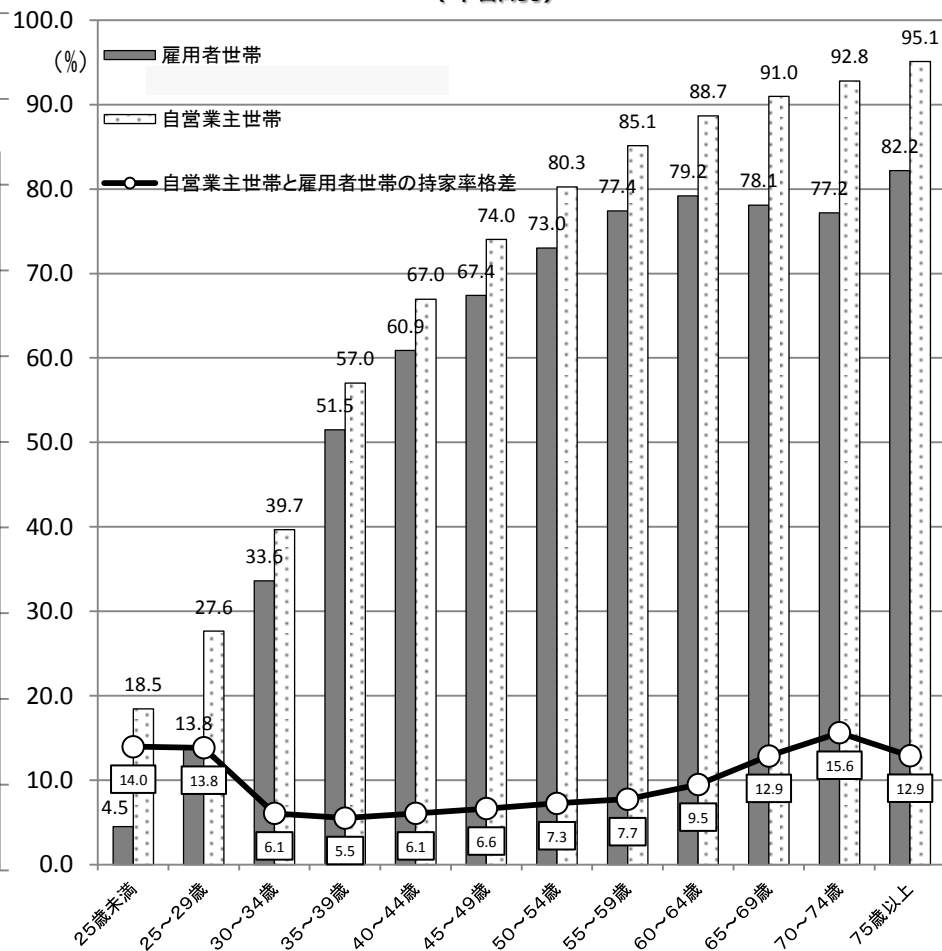
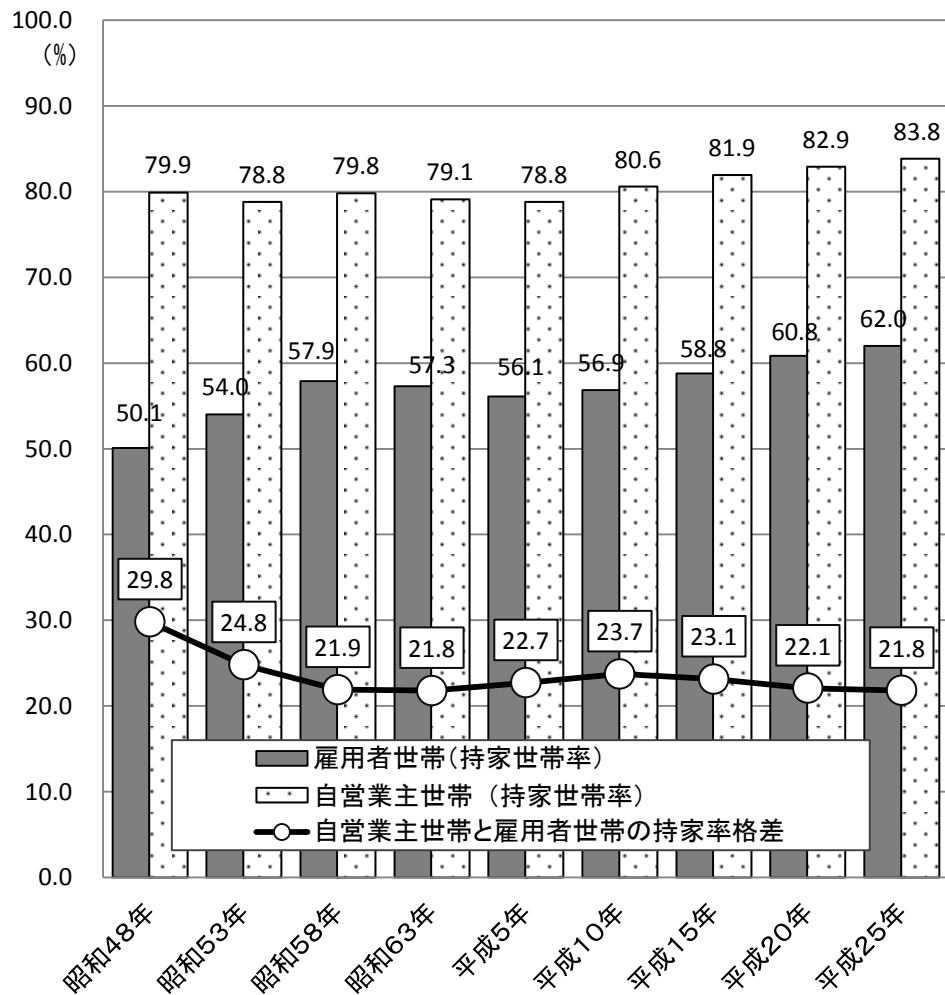
3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との格差が依然として存在している。

○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には格差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差の推移

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差 (年齢別)



※総務省統計局「住宅・土地統計調査」

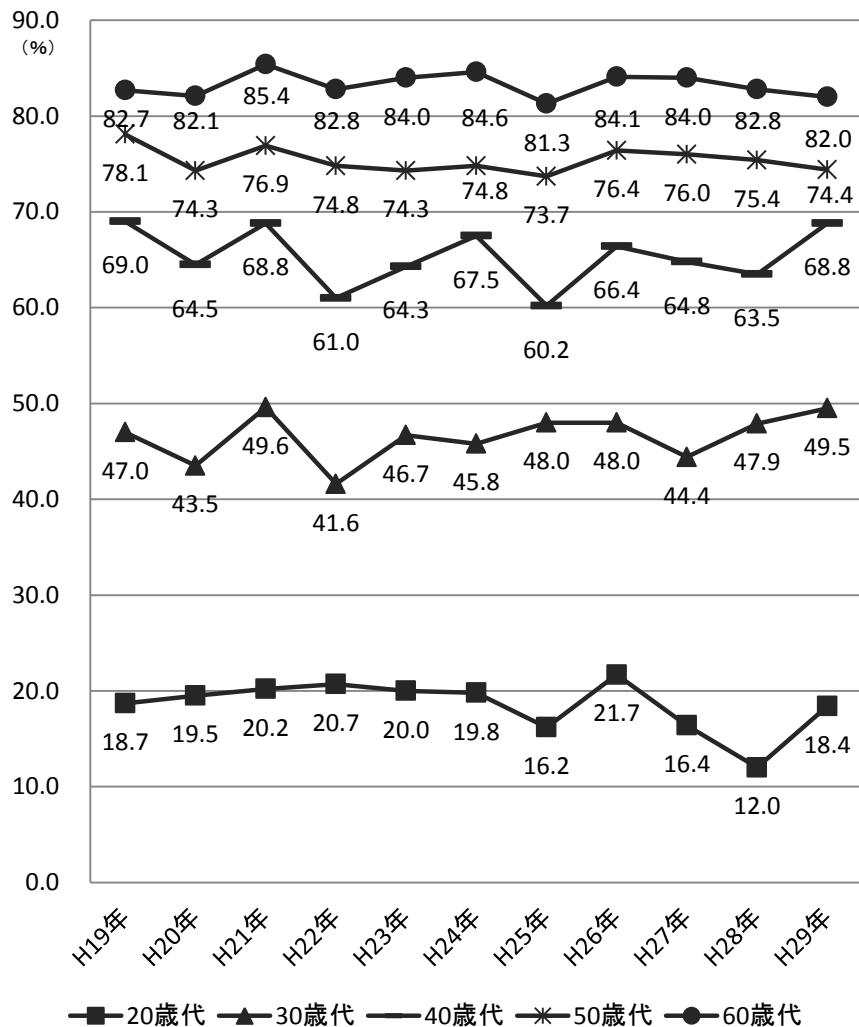
※総務省統計局「H25年住宅・土地統計調査」

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

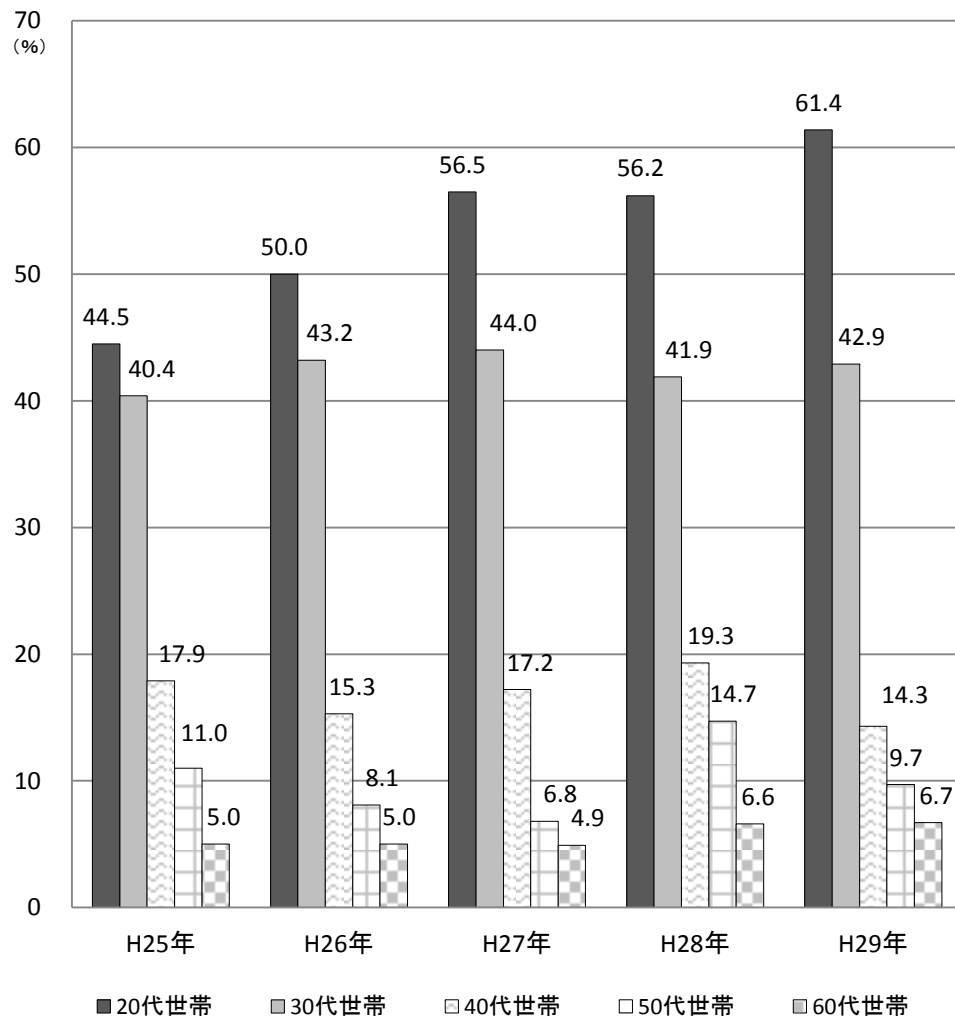
○20歳代世帯の約2割、30歳代世帯の約5割が持家である。

○20歳代世帯の約8割、30歳代世帯の約5割が持家でなく、そのうち20歳代世帯の約6割、30歳代世帯の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合（世代別）

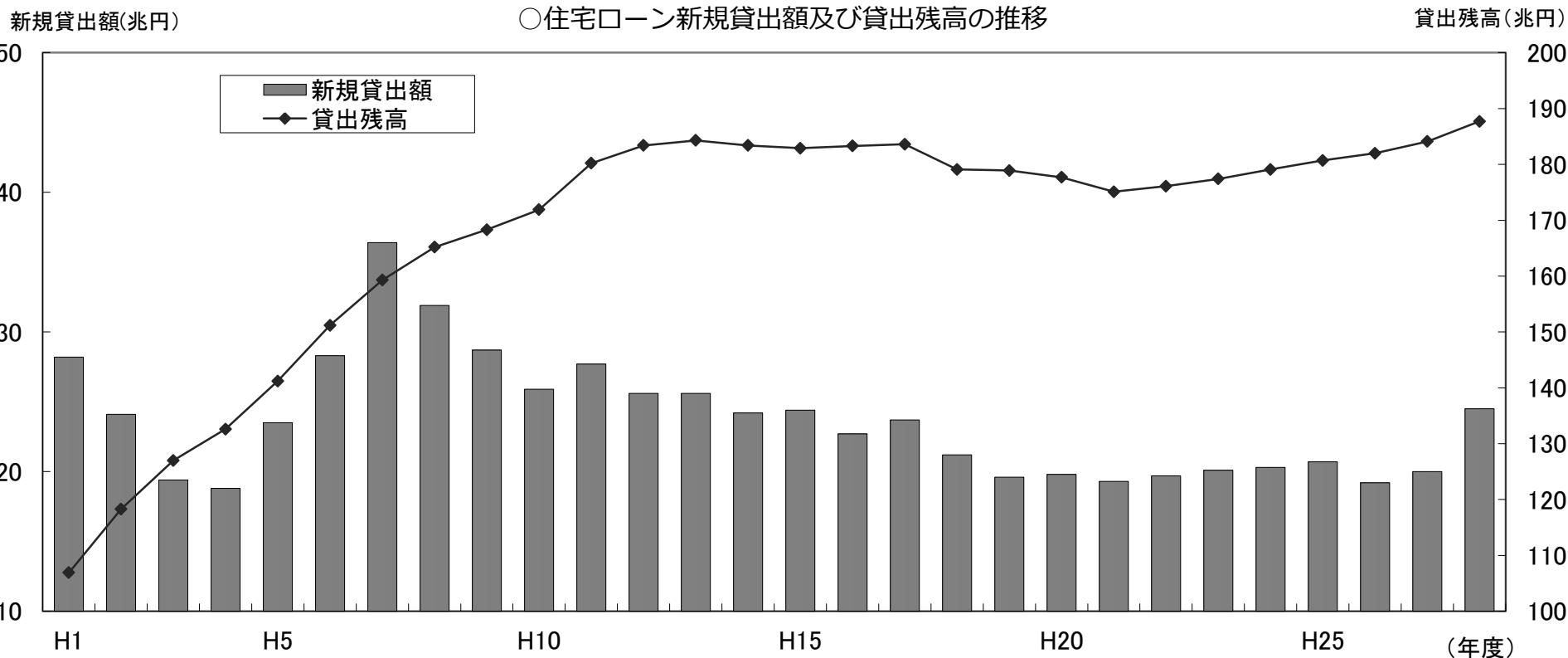


○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○新規貸出額については、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は増加傾向に転じている。



【過去5年度分の推移】

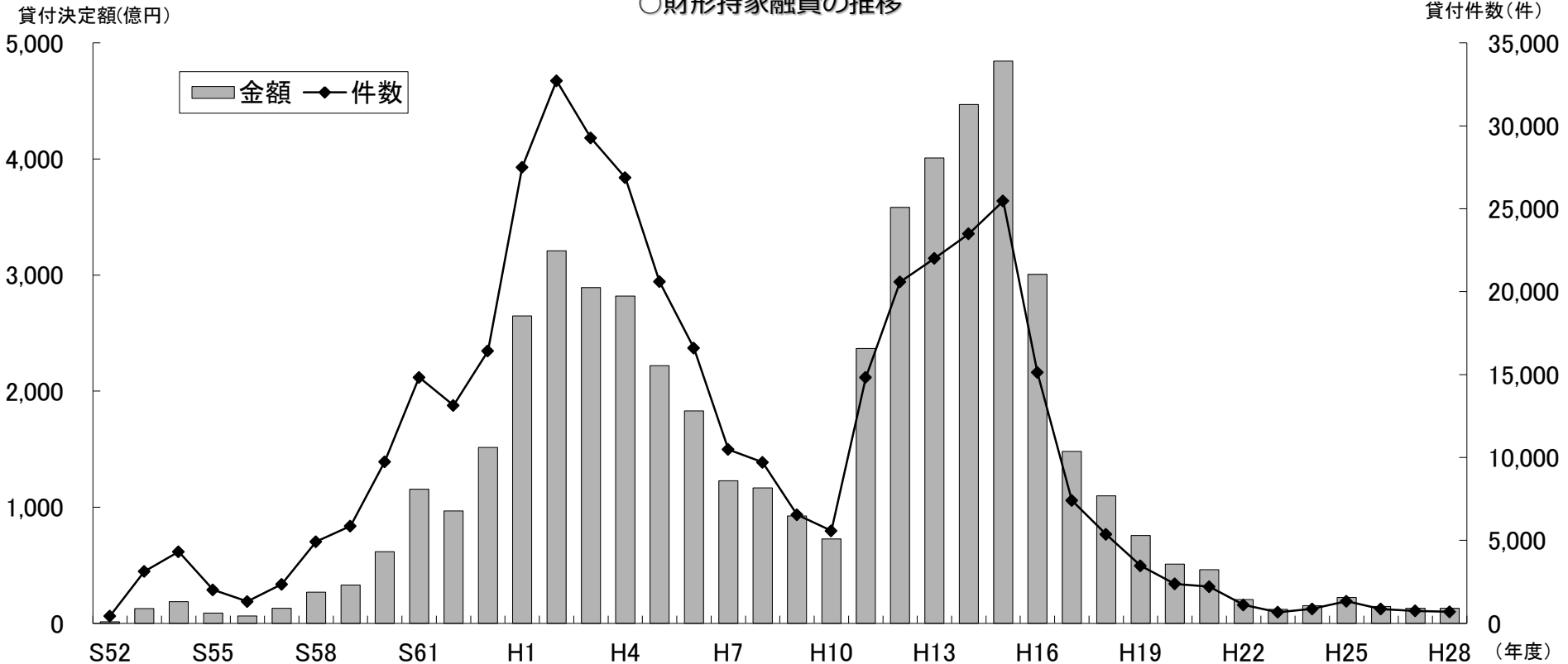
年度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高(兆円)
平成 24 年度	20.3	179.1
平成 25 年度	20.7	180.7
平成 26 年度	19.2	182.0
平成 27 年度	20.0	184.1
平成 28 年度	24.5	187.7

※(独)住宅金融支援機構「業態別住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高の推移」

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○平成28年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が696件、貸付決定額は128億円となり、貸付件数、貸付金額ともに減少傾向である。

○財形持家融資の推移



【過去5年度分の実績】

年度	貸付件数	貸付決定額	融資残高
平成 24 年度	865	15,143,040	1,249,107,000
平成 25 年度	1,331	22,267,840	1,110,686,000
平成 26 年度	863	14,575,260	993,380,000
平成 27 年度	746	12,892,020	887,297,000
平成 28 年度	696	12,846,840	786,225,000

(単位: 件、千円)

(1) 財形貯蓄

■平成29年度税制改正

- ・非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）の目的外払出しについて、非課税特例の範囲が拡充

対象貯蓄	財形年金貯蓄
非課税払出しの対象理由	災害、疾病その他これらに類する事情が生じた場合



財形年金貯蓄、 財形住宅貯蓄
①本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
②本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
③本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
④本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
⑤本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

※H29年4月以降の払出しから適用。

※H28年4月から平成29年3月末までの間に払出しを行った者については、平成30年3月末まで還付請求の手続きが可能。

(2) 財形持家転貸融資

■子育て勤労者への金利優遇措置の拡充（H30年1月～）

- ・融資対象者の要件「18歳以下の子等を扶養している者」に「母子手帳を有する者」を含める
- ・フラット35（子育て支援型）との併用者にはさらなる金利優遇（通常金利から0.2%引下げ→0.25%引下げ）

■子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長予定

- ・当初、平成30年3月末までの措置であったところ、平成31年3月末までの1年間延長

■罹災勤労者への金利優遇措置を開始予定（H30年4月～）

- ・自然災害に罹災した勤労者に対する支援措置（貸付当初5年間通常金利から0.2%引下げる。激甚災害等の罹災者は貸付当初10年間引下げる。）
- ・印紙税非課税措置への対応

【ご案内】財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄を利用されている皆さまへ

非課税財形貯蓄の目的外での払出しについて、 非課税特例の範囲が拡充されました

非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）を、本来の目的（住宅購入等、年金）以外で払い出す場合、本来は利子などに課税されますが、非課税で払い出すことができる特例が定められています。

平成29年4月から、この非課税特例の範囲が**拡充**されました。

1. 拡充の内容

特例で非課税となる目的外払出しの対象貯蓄と理由が、下記のとおり変更されました。

	対象貯蓄	非課税払出しの対象となる理由
変更前	財形年金貯蓄	災害、疾病その他これらに類する事情が生じた場合
	平成29年4月1日以降の払出し（※）	
変更後	財形年金貯蓄 財形住宅貯蓄	① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合 ② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合 ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦又は寡夫に該当することとなった場合 ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合 ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

（※）①～⑤の理由により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に非課税財形貯蓄の払出しを行った方については、平成30年3月31日までに還付請求の手続きをすれば、支払った税金の還付を受けられる場合があります。詳しくは、税務署（所得税）と都道府県の税務担当課（地方税）にお問い合わせください。

2. 手続きについて

- ◆ 非課税財形貯蓄の払出しを行うことについて、貯蓄を行っている方の住所地の税務署から確認を受け（上記①～⑤の理由が生じた日から11ヶ月以内に確認を受けるための申出を行う必要があります。）、理由が生じた日から1年以内に払出しを行うことが必要です。
- ◆ 税務署の確認の際は、所定の様式と上記①～⑤の理由を証明する書類が必要です。
- ◆ 様式や証明書類の詳細については、国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。

マイホームローン

財形貯蓄をされている勤労者の皆様へ

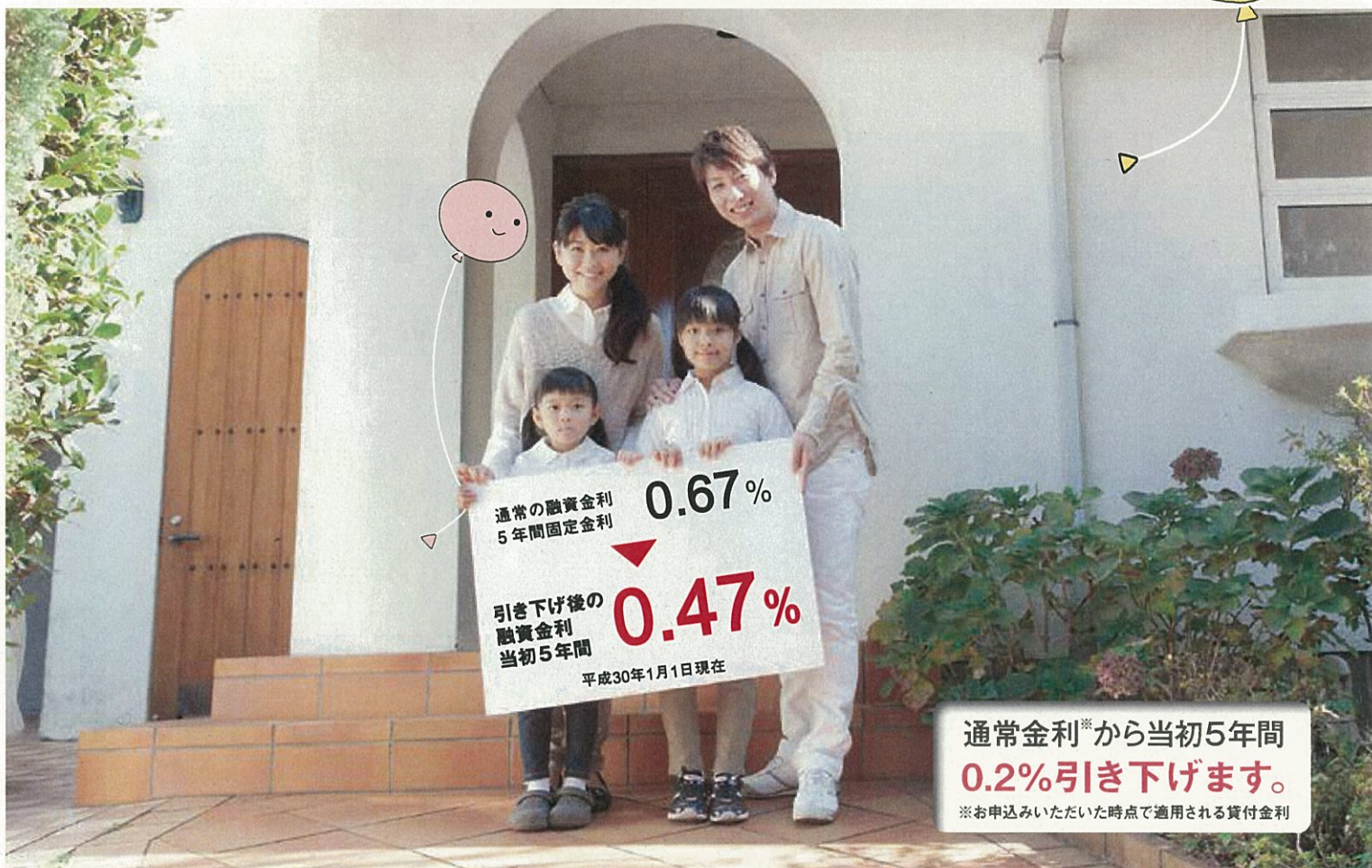
子育て世帯のマイホーム取得を応援!!

～子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置のご案内～

18歳以下の子等を扶養する勤労者が、平成30年3月までの間に財形持家転貸融資*を申込み場合に、当初5年間、通常金利から0.2%引き下げる特例措置を実施しています。

※財形持家転貸融資のご利用にあたっては、お勤めの会社に当該制度が導入されている必要があります。

詳しくは、右記のページをご覧ください。 <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>



■貸付金利

当初5年間は、お申込みいただいた時点で適用される通常のコ利から、0.2%引き下げた金利が適用されます。

■特例措置を受けることができる方

通常の財形持家転貸融資の融資条件を満たしており、かつ、18歳以下の子等を扶養する勤労者(勤労者の配偶者が扶養している場合も含む)であれば今回の特例措置を受けることが可能です。

お申込受付期間が
平成30年3月31日まで延長になりました。

裏面の制度情報をご確認ください。

※中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置との併用はできません。

※東日本大震災特例措置の対象となる場合は、融資額のうち3,060万円(被災親族同居の場合は3,690万円)を超える部分について、本特例措置による金利が適用されます。



■詳しくは下記へお問い合わせください

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

TEL.03-6731-2935

勤労者財産形成事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル20階(財形事業本部)

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp>

～子育て勤労者支援～

マイホーム取得を応援します!!



財形持家転貸融資の子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、子育てをされている勤労者の方が財形持家転貸融資を利用しやすくするため、18歳以下のお子様等を扶養されている方が新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、当初5年間通常の貸付金利から0.2%引き下げた金利で融資を行っていますので、ご案内申し上げます。

特例措置を受けることのできる勤労者の方

◎18歳以下(平成10年4月2日以降に出生)のお子様等^{※1}を扶養^{※2}する勤労者の方

※1 ①勤労者の三親等内の親族(勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。)

②勤労者と内縁の関係にある方のお子様。ただし、勤労者を被保険者とする健康保険等において、そのお子様が被扶養者となっている場合に限り。

※2 扶養とは、勤労者ご本人又はその配偶者の方が以下の①②のいずれかの健康保険の被保険者等である場合において、上記※1のお子様が被扶養者となっていることをいいます。

①勤労者ご本人が健康保険法・船員保険法に定める被保険者又は私立学校教職員共済法に定める加入者である場合

②勤労者ご本人の配偶者が健康保険法・船員保険法に定める被保険者、国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法に定める組合員又は私立学校教職員共済法に定める加入者である場合

◎ご自身が所有及び居住するための住宅を取得又はリフォームする方

◎継続する1年以上の期間にわたって、いずれかの種類の財形貯蓄を行っている方

◎借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期の積み立てを行っている方

◎借入申込日において50万円以上の財形貯蓄を有している方

◎事業主等から負担軽減措置^{※3}を受けられる方

※3 事業主等が、勤労者に対して融資額の1%に相当する額(3万円を超える場合は3万円)以上の額を5年以上にわたって支給することなど、勤労者の返済負担の軽減がなされている必要があります。【負担軽減措置の例:住宅手当として月2,500円を5年間支給】

貸付金利

当初5年間、通常金利から0.2%を引き下げた金利が適用されます。

※6年目以降(5年ごと見直し)の貸付金利については、各金利改定日が属する月の2か月前の1日現在の新規貸付金利が適用されます。5年間固定金利制度です。新規貸付金利は、毎年4月、7月、10月及び1月に改定されます。(最新金利は当機構ホームページをご覧ください。)

融資額

次の①、②のいずれかが低い額となります。

①申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円)

②住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の90%の額又は住宅のリフォームに必要な額(所要額)の90%の額
※融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

融資の種類と対象となる住宅・土地

◎住宅の新築資金(土地の取得・整備資金を含む)

◎新築住宅の購入資金

◎中古住宅の購入資金

◎住宅のリフォーム資金

お申込先

勤労者の方のお申込先は、勤務先の状況により異なります。まずは勤務先の福利厚生ご担当者様にご確認ください。

①勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合……勤務先事業主

②勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合……事業主団体

③勤務先事業主が財形持家転貸融資を行う福利厚生会社に出資している場合……福利厚生会社【※財形住宅金融(株)】

※福利厚生会社のご利用については、下記にお問い合わせください。

財形住宅金融株式会社

〒102-8650 東京都千代田区麹町5-1 NK真和ビル

TEL 03-3263-4861 / <http://www.zaijokin.co.jp>

事業主等は、勤労者の方の申込みを受けて財形持家転貸融資取扱金融機関へ申込みを行うこととなります。なお、上記①～③のいずれにも該当しない方は、(独)住宅金融支援機構(融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫)が勤労者の方に直接資金を融資する財形住宅融資を行っておりますので、それぞれお問い合わせください。

一般財形貯蓄

財形年金貯蓄

財形住宅貯蓄

【いずれの貯蓄も対象となります】

返済方法

元利均等返済、又は元金均等返済のいずれかの方法となります(1か月払い、6か月払い又はその併用)。

返済期間

最長35年以内(住宅の種類、構造、申込時の年齢により返済期間が変わります。)

お申込受付期間

平成30年3月31日までの期間の新規受付分に適用。なお、申込状況等により、上記期間内であっても当該特例措置の申込受付を終了することがあります。

マイホームローン

～ 中小企業にお勤めの皆様へ～



財形持家転貸融資の 貸付金利引下げ特例措置

5年間固定金利

引下げ

通常金利より、さらに**0.2%**を引下げます

通常の融資金利

5年間の固定金利制 **0.67%**

引き下げ後の融資金利
当初5年間

0.47%

平成30年1月1日現在

財形貯蓄を行っているなど通常の財形持家転貸融資
をご利用になれる勤労者の方で従業員規模が300人
以下の企業にお勤めされている方は是非ご覧ください。



**新しい金利優遇制度の
お知らせがあります！**
(平成30年3月31日まで延長になりました。)
裏面の制度情報をご確認ください。

■ お問い合わせ・ご相談はこちらへ



独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**
勤労者財産形成事業本部 管理課 審査・融資係

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階
TEL: 03-6731-2935

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp>

◎ 財形持家転貸融資の中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、中小企業勤労者の方々が財形持家転貸融資をより利用しやすくするため、常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの方が新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、当初5年間通常の貸付金利より0.2%を引下げた金利でご融資することといたしましたので、ご案内申し上げます。

◎ 特例措置を受けることのできる勤労者の方

『常用労働者数が300人以下である企業にお勤めの方』である他、以下の条件の全てを満たす必要があります。

- ◎ご自身が所有及び居住するための住宅を取得又はリフォームする方
 - ◎継続する1年以上の期間にわたって、いずれかの種類の財形貯蓄を行っている方
 - ◎借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期の積み立てを行っている方
 - ◎借入申込日において50万円以上の財形貯蓄を有している方
 - ◎事業主等から負担軽減措置(※)を受けられる方
- ※事業主等が、勤労者に対して融資額の1%に相当する額(3万円を超える場合は3万円)以上の額を5年以上にわたって支給することなど、勤労者の返済負担の軽減がなされている必要があります。
[負担軽減措置の例：住宅手当として月2,500円を5年間支給]

◎ 貸付金利

当初5年間、通常金利から0.2%を引下げた金利が適用されます。

※6年目以降(5年ごと見直し)の貸付金利については、各金利改定日が属する月の2か月前の1日現在の新規貸付金利が適用されます。

5年間固定金利制です。新規貸付金利は、毎年4月、7月、10月及び1月に改定されます。

(最新金利は、当機構HPをご覧ください。)

◎ 融資額

次の①、②のいずれか低い額となります。

- ①申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円)
 - ②住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の90%の額又は住宅のリフォームに必要な額(所要額)の90%の額
- ※融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

◎ 返済期間

最長35年以内(住宅の種類、構造、申込時の年齢により返済期間がかわります。)

◎ お申込先

勤労者の方のお申込先は、勤務先の状況により異なります。まずは勤務先の福利厚生ご担当者等にご確認ください。

- ①勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合・・・勤務先事業主
- ②勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合・・・事業主団体
- ③勤務先事業主が財形持家転貸融資を行う福利厚生会社に出資している場合・・・福利厚生会社【※財形住宅金融株】

※福利厚生会社のご利用については、下記にお問合せください。

- 財形住宅金融株式会社 〒102-8650 東京都千代田区麹町5-1 NK真和ビル
電話 03-3263-4861 / ☎ <http://www.zaijukin.co.jp>

事業主等は、勤労者の方の申込みを受けて財形持家転貸融資取扱金融機関へ申込みを行うこととなります。なお、上記①～③のいずれにも該当しない方は、(独)住宅金融支援機構(融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫)が勤労者の方に直接資金を融資する財形住宅直接融資を行っておりますので、それぞれお問合せください。



◎ 融資の種類と対象となる住宅・土地

- ◎住宅の新築資金(土地の取得・整備資金を含む)
- ◎新築住宅の購入資金
- ◎中古住宅の購入資金
- ◎住宅のリフォーム資金

◎ 返済方法

元利均等返済、又は元金均等返済のいずれかの方法となります。(1か月払い、6か月払い又はその併用)

◎ お申込受付期間

平成30年3月31日までの期間の新規受付分に適用。なお、申込み状況等により、上記期間内であっても当該特例措置の申込受付を終了することがあります。

勤退機構で実施した広報について

- ✓ 若年勤労者等をターゲットに、制度の認知度の向上、利用者増加に繋がるような重点広報を広告会社へ委託して実施
- ✓ 「未来に向けて自分の力になってくれる、自分を変えてくれるサポーターとしての財形貯蓄」を訴求

実施メニュー

- **ポスター 全国3,726所に掲示**
← ハローワーク、労働基準監督署、商工会議所、労働金庫等に掲示
- **テレビ広告 BSフジ「ビジネスショウアップ」(2月22日放送)**
← 番組内での放送局取材作成による財形制度紹介(4分間)
- **ラジオ広告 ニッポン放送「ビジネスショウアップ」(2月19日~23日)**
← 番組内での機構職員出演による財形制度紹介(3分間×5回)
- **新聞広告 読売新聞・朝日新聞(2月25日掲載)**
← 発行部数が上位の2紙に、半5段全国モノクロ広告を掲載
- **交通広告 東京メトロビジョン・小田急TV(2月19日~25日)**
← 動画素材を掲載(15秒×始発から最終まで1日あたり90回程度)
- **インターネット広告 Google、Yahoo!JAPAN、YouTube、Facebook等(2月19日~3月31日)**
← インターネット広告動画、バナー広告、リスティング広告を掲載



(ポスターデザイン)

1 (独) 勤労者退職金共済機構中期目標 (概要)

(1) 融資業務の着実な実施

- ✓ 勤労者の生活の安定に資する適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること
- ✓ 職員研修の実施等の審査業務の迅速化に向けた取組を、継続して行うこと

(2) 利用促進対策の効果的实施

- ✓ 政府方針を踏まえ、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、財形制度全体の周知など、利用促進対策に取り組むこと
- ✓ ホームページ等の閲覧状況及び閲覧者の意見等をモニタリング・内容分析した上で、コンテンツの改善に反映させる等により、情報提供の質を向上させること

(3) 財務運営

- ✓ 剰余金は、金融リスクへの備え、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること 等

指標

- 財形持家融資等に関する相談受付件数 **毎年度700件以上**
← H28年度における相談受付件数を踏まえ設定
- 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数 **2,080件以上**
← 第3期中期目標期間中の取組水準を踏まえて設定
- ホームページの財形持家融資制度の情報へのアクセス件数 **毎年度31万件以上**
← H25～28年度の平均アクセス件数を踏まえて設定
- ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度 **毎年度80%以上** 等

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

2 (独) 勤労者退職金共済機構中期目標 (抜粋)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2018（平成30）年2月28日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

(略)

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、2018（平成30）年4月から2023（平成35）年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I 退職金共済事業

(略)

II 財産形成促進事業

1 融資業務の着実な実施

融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(抜粋)

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

【指標】

- ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均審査期間を指標とすることとする。

2 利用促進対策の効果的実施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

(2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。

【指標】

- ・ 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・ 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。
- ・ ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を80%以上とすること。

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(抜粋)

[目標設定等の考え方]

- ・ 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016(平成28)年度ベースの件数を目標とすることとする。
 - ※ 2016(平成28)年度実績 707件
- ・ 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。
 - ※ 2014(平成26)～2016(平成28)年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%
 - ※ 実績値 2014(平成26)年度:751件、2015(平成27年度):681件、2016(平成28)年度:614件
- ・ アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。
 - ※ 2013(平成25)～2016(平成28)年度の平均アクセス件数 31万件
- ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足(わかりやすい等の割合)が得られる水準を指標として設定することとする。

3 財務運営

(1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

(2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

Ⅲ 雇用促進融資事業

(略)

第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の強化

(略)

2 情報セキュリティ対策の推進等

(略)

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。

【指標】

- ・ 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。
※ 2015(平成27)年度実績15回、2016(平成28)年度実績15回

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

(略)

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

3 第4期中期目標と第3期中期目標との比較

第4期中期目標 (平成30～34年度)	第3期中期目標 (平成25～29年度)
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>2018（平成30）年2月28日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>(略)</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成25年3月1日 平成27年9月14日 変更指示 平成27年11月10日 変更指示 平成28年3月2日 変更指示 厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>(略)</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略)</p>
<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定め</p>	<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。</p>

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

3 第4期中期目標と第3期中期目標との比較

第4期中期目標 (平成30～34年度)

第3期中期目標 (平成25～29年度)

る審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

【指標】

- ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均審査期間を指標とすることとする。

2 利用促進対策の効果的実施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

(2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。

2 周知について

① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。

また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指すこと。

② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。

③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

3 第4期中期目標と第3期中期目標との比較

第4期中期目標 (平成30～34年度)

【指標】

- ・ 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・ 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。
- ・ ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度 (わかりやすい等の割合) を80%以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016 (平成28) 年度ベースの件数を目標とすることとする。
 - ※ 2016 (平成28) 年度実績 707件
- ・ 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。
 - ※ 2014 (平成26) ～2016 (平成28) 年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%
 - ※ 実績値 2014 (平成26) 年度: 751件、2015 (平成27) 年度: 681件、2016 (平成28) 年度: 614件

第3期中期目標 (平成25～29年度)

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(抜粋)

3 第4期中期目標と第3期中期目標との比較

第4期中期目標(平成30~34年度)

- ・ アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。
※ 2013(平成25)~2016(平成28)年度の平均アクセス件数 31万件
- ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足(わかりやすい等の割合)が得られる水準を指標として設定することとする。

3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

(略)

第3期中期目標(平成25~29年度)

第4 財務内容の改善に関する事項

(略)

II 財産形成促進事業

財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

(略)

(独) 勤労者退職金共済機構の第4期中期目標 (抜粋)

3 第4期中期目標と第3期中期目標との比較

第4期中期目標 (平成30～34年度)

第3期中期目標 (平成25～29年度)

第6 その他業務運営に関する重要事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

(略)

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。

退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。

特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。

(略)

【指標】

- ・ 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 2015 (平成27) 年度実績15回、2016 (平成28) 年度実績15回

(略)